

2007くらしのサポーター通信 No.14 (2007.7)

ハイライト:

□今月のテーマ:多重債務者対策

□お知らせ:消費者大学校

□交流コーナー:コラム“答案に「れい点」はあっても「ゼロ点」はない”

多重債務者対策について

1 多重債務問題の現状

一般的に、サラ金やクレジットの利用により発生した債務が本人の返済能力を超え、更には債務返済のために借金して債務が重なることを「多重債務」といいます。

その原因としては遊興費のための借金、クレジットカードの利用による自己返済能力を超えた商品購入などがある一方で、不況や企業倒産・リストラなどの収入減による生活苦からサラ金を利用しているうちに支払困難になったというようなケースもあり深刻です。

(1) 多重債務問題の背景

貸金業者による貸付けにおいて多く見られるものとして、

- ・貸付けの際に個々の借り手のリスクの把握が不十分
- ・借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム
- ・借り手の計画性の不足



借り手が返済能力を超える債務を負い、
多重債務者が多く発生

(2) 多重債務問題の深刻化

- ・借入れ5件以上の債務者は約230万人
※これらの者の平均借入総額は約230万円
- ・多重債務者は増加
- ・自己破産者は約18.4万人(平成17年)
(平成7年当時は約4.3万人)
- ・経済生活問題による自殺者は約7800人(平成17年)
(平成7年当時は約2800人)

2 法律の改正等

多重債務問題の解決のため、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が平成18年12月20日に公布されました。

<貸金業法抜本改正>

- ・上限金利の引下げによる金利負担の軽減
グレーゾーン金利を撤廃し、貸金業者の上限金利を
年利29.2%→利息制限法の年利15%～20%に引き下げ
- ・いわゆる総量規制の導入による借りすぎの抑止
貸金業者からの総借入額が年収の3分の1を超える借入れは原則禁止
- ・貸金業者の業務の適正化

テレビCMの内容・頻度に厳しい規制ルール
借り手の自殺を対象とした生命保険契約の禁止

3 多重債務問題の抜本的・総合的な対策

改正貸金業法の成立を受け、多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成18年12月22日に内閣に多重債務者対策本部を設置し、平成19年4月20日に「多重債務問題改善プログラム」を決定しました。

<多重債務問題改善プログラム>

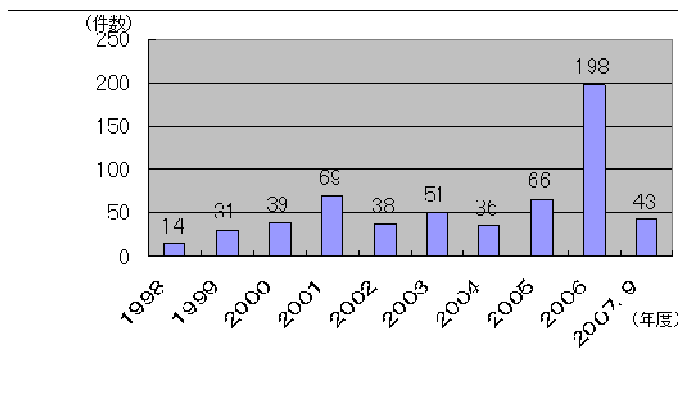
- ・相談窓口の整備・強化（500の自治体に相談窓口を設置）
- ・セーフティネット貸付けの提供（顔の見える融資の充実）
- ・金融経済教育の強化（学校現場で高金利の怖さを教育）
- ・ヤミ金融の撲滅に向けた取り締まりの強化（集中取締本部において摘発を強化）

4 県の多重債務に関する相談状況

徳島県においても、消費者情報センターへの多重債務に関する相談件数は、増加し続けています。

センターでは、多重債務に関する相談には、利息制限法や債務整理の方法を教示し、弁護士会・司法書士会・居住地にある無料法律相談等をご紹介します。

多重債務問題は、法律専門家に相談することで、取り立てがすぐ止められ、債務整理することで、借金返済のための借金を重ねることがなくなり、解決ができます。まずは、相談していただけるよう、呼びかけています。



5 県の多重債務者対策

県での、多重債務者対策として、多重債務問題改善プログラムに基づき、多重債務者対策協議会を設立することとしました。今後は、当協議会の構成員である県や関係機関とともに、県内の多重債務問題に早急に取り組んでまいります。

<徳島県多重債務者対策協議会の設置>

- ・設置時期：平成19年7月19日
- ・構成員：県、県教委、県警、四国財務局徳島財務事務所、徳島弁護士会、徳島司法書士会、県貸金業協会、県社会福祉協議会、県労働福祉協議会、県金融広報委員会（事務局は、県県民

環境部県民環境政策課県民くらし安全室)

・検討内容：多重債務問題改善プログラムに基づいて、市町村が適切に多重債務相談が行えるよう協議会として、相談マニュアルの充実や研修会等による支援を実施していくことを決定

市町村においては、改正貸金業法完全施行時（２００９年１２月）までに、全市町村で相談体制を整備していくこととなっています。

今後、多重債務に係る相談が、身近な市町村や様々な相談機関で適切に行われることで、法律の専門家に的確につながることができ、多重債務の早期解決につながることを期待されます。

くらしのサポーターの皆さんへ

多重債務に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

消費者大学校開催のご案内

消費者大学校学生を次のとおり募集します。

消費者問題に関し、消費者自身の問題対処能力の開発を援助し、将来は地域の消費者活動を推進するリーダーを養成する講座です。消費者問題の現状や消費生活に関する法律、経済などを講義形式及びグループ研究を行って学びます。

■日程 １０／２から１１／２７までの毎週火曜日

午前１０時から午後３時の９回

■会場 ホテル千秋閣（徳島市幸町３-５５）

■費用 １，５００円（テキスト代として）

■応募資格

・県内在住の１８歳以上で、継続して全講座を受講できる方

・卒業後は、地域の消費者リーダーとなる意思がある方

■定員 ６０名程度（先着順）

■募集期間 ８月１０日（金）～９月１０日（月）

■お問い合わせ・申込先

徳島県消費者情報センター

徳島県委託業務ＮＰＯ法人徳島県消費者協会

徳島市西新町２丁目５ 徳島経済センタービル５Ｆ

電話 ０８８-６２５-８２８５

くらしのコラム

答案に「れい点」はあっても「ゼロ点」はない

吉永小百合主演の映画「北の零年」というのがあり、ふり仮名は「ゼロねん」であった記憶がある。これも３０年も前の記憶だが、小学生の学習雑誌の記述で零に「ゼロ」とふり仮名があり驚いたものだ。零は「れい」であり、zeroが「ゼロ」であると私は思っていたからだ。

定説にはなっていないが、ある和算の研究者は「日本人の零の概念にはほぼ零ということを含んでいるようだ」といっている。行政の方が「ゼロベースで考える・・・」は、まったくの〇か

から見直すことだろう。ところが子どもの答案に「れいてん」とは言っても、「ゼロテン」とはほとんどの教員は言わない。

名前を書いただけで座っていた、書いたが教員の求めるものでなかった答案、子どもの思いがいっぱい詰まった答案にゼロはありえないのだ。とりあえず評価は「0」であったとしても、もっともっと大切なものが詰まったものが答案なのだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

現在、消費者大学校大学院を開講中です。大学院は、消費者大学校で学んでいたことを基本とし、「消費者の指導者になる」ことを想定しながら、広く深く知識を得ていただいています。暑い中での勉強、ご苦労様です。

さて、8月10日からは、消費者大学校の募集が始まります。くらしのサポーターは、すでに卒業された方が多いかもしれませんね。

消費者問題は、ますます複雑多様になってきていますので、適切に対処していただく地域消費者リーダーに、多くの方になってもらって、「自らを守る」とともに、「身近にいる人」も守っていただくといった活動をどんどん拡げ、県民みんなで安心して暮らせる徳島をつくっていきたいと思います。

まだ、大学校に行っていない方は、是非、ご応募ください。